

議員提案第21号

新潟水俣病の解決に向けた取り組み強化を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成23年12月21日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

青木千代子

高橋三義

串田修平

梅山修

遠藤哲

佐々木薫

五十嵐完二

小山哲夫

栗原学

吉田孝志

山際敦

加藤大弥

本岡良雄

渡辺仁

新潟水俣病の解決に向けた取り組み強化を求める意見書

本年3月3日の和解成立を受け、去る5月8日、当時の松本環境大臣が、改めて新潟に第二の水俣病を引き起こしたことについて謝罪するとともに、「水俣病の取り組みはこれで終わりではなく、これからスタートです」と残された課題の解決に向けて努力することを約束しました。

水俣病特措法による申請件数は、昨年5月の手続開始から今年11月末までの1年7カ月間に1,122件を数え、和解した原告数を合わせると、その数は約1,300人に達しており、改めて水俣病の広がりや深刻さを見せつけるとともに、今なお多数の潜在患者が存在することをうかがわせます。

特措法は「あとう限りすべて救済されること」を解決の原則としており、特措法受け付けの期限を設けて被害者救済の道を閉ざすことはあってはなりません。同時に、被害の全容を明らかにすることは、被害の拡大を防止できなかった国の責務であり、水俣病の教訓を後世に伝えることから不可欠であります。

よって、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病の解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 水俣病特措法の申請期限を設けず、恒久的な救済システムを確立すること。
- 1 すべての被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民検診に協力し、潜在患者の発掘に努めること。
- 1 なぜ第二の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月21日

新潟市議会議長
藤田 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

あて